



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員の退職管理に関する条例（人事課） 3
- 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 4
- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（行政管理課） 5
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 5
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（青少年・子ども家庭課） 11
- 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（子育て支援課） 12
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課） 14
- 沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例（村づくり計画課） 14
- 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） 24

規 則

- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 25
- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 28
- 沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例施行規則（村づくり計画課） 31

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 33

人事委員会事項

- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 33
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 33

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県職員の退職管理に関する条例（条例第46号）

- 1 条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
- 2 再就職者による依頼等の規制について定めることとした。（第2条）
- 3 任命権者への届出について定めることとした。（第3条）
- 4 この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 育児を行う職員が、子を養育するために早出遅出勤務を請求することができる当該子が就学する学校の種類に、義務教育学校を加えることとした。（第6条の3関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 病院事業局の職員の定数「2,880人」を「2,964人」に改めることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 徴収金を賦課徴収する課税地について、個人の事業税の課税地を主たる事務所等から所得税の納税地（住所）に改めるほか、課税地を明確にするための所要の整備を行うこととした。（第9条関係）
- 2 市街地再開発事業の施行に伴い、従前の権利者が取得する従前の宅地等に対応する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象に第一種市街地再開発事業に新たに導入される個別利用区への権利変換手法により従前の権利者が取得する個別利用区内の宅地を加えることとした。（第63条関係）
- 3 狩猟税の証紙徴収の手続について、狩猟税を納付する義務が発生することを証する書類に証紙を貼る方法から証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによる方法に改めるとともに、当該手続を改めることに伴い関係規定を整理することとした。（第202条第2項、第204条の2及び第205条並びに附則第20条及び第20条の2関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。（第43条、第44条の2、第44条の3、第54条の3、第54条の4、第100条第2項、第136条第1項、第137条及び第137条の2第1項並びに附則第6条第2項及び第16条第1項関係）
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3に係る部分については平成29年3月1日から、4のうち第44条の2、第44条の3、第54条の3及び第54条の4に係る部分については平成29年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 母子生活支援施設に配置すべき母子支援員となることができる資格を有する者について、地方厚生局長等が指定した養成施設の卒業者から知事が指定した養成施設の卒業者に改めることとした。（第39条第1号関係）
- 2 児童厚生施設に配置すべき児童の遊びを指導する者となることができる資格を有する者について、地方厚生局長等が指定した養成施設の卒業者から知事が指定した養成施設の卒業者に改めることとした。（第54条第2項第1号関係）
- 3 児童養護施設に配置すべき児童指導員となることができる資格を有する者について、地方厚生局長等が指定した養成施設の卒業者から知事が指定した養成施設の卒業者に改めることとした。（第60条第1項第1号及び第2項関係）
- 4 児童自立支援施設に配置すべき児童自立支援専門員となることができる資格を有する者について、地方厚生局長等が指定した養成施設の卒業者から知事が指定した養成施設の卒業者に改めることとした。（第102条第1項第3号及び第2項関係）
- 5 児童厚生施設に配置すべき児童の遊びを指導する者、児童養護施設に配置すべき児童指導員及び児童自立支援施設に配置すべき児童自立支援専門員となることができる資格を有する者について、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えることとした。（第54条第2項第5号、第60条第9号及び第102条第8号関係）
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置くべき職員の資格に関し、次の特例を定めることとした。
 - (1) 児童が少数となる時間帯においては、常時2人以上置かなければならない職員のうち1人を知事が認める者とするることができる。（附則第2項関係）
 - (2) 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者については、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者に代えて小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者とするることができる。（附則第3項関係）
 - (3) 満3歳以上の子どものうち1日に8時間程度利用するものの保育に従事する者については、保育士の資格を有する者に代えて幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者とするることができる。ただし、小学校教諭の普通免許状を有する者が満5歳未満の子どもの保育に従事する場合及び養護教諭の普通免許状を有する者が保育に従事する場合においては、保育士とともに従事することとなる場合に限る。（附則第4項関係）
 - (4) 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において利用定員に応じて置かなければならない職員に加えて必要となる職員については、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者に代えて知事が認

める者とすることができる。(附則第5項関係)

(5) (2)から(4)までの特例の適用に当たっては、利用定員に応じて置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。(附則第6項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第52号)

1 指定児童発達支援の事業を行う児童発達支援センターが相談に応じ、助言その他の援助を行う対象に義務教育学校を加えることとした。(第52条第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例(条例第53号)

1 条例の趣旨について定めることとした。(第1条)

2 手数料の種類及び金額について定めることとした。(第2条)

3 手数料の納付時期について定めることとした。(第3条)

4 手数料の減免について定めることとした。(第4条)

5 手数料の不還付について定めることとした。(第5条)

6 過料について定めることとした。(第6条)

7 規則への委任について定めることとした。(第7条)

8 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

1 警務部の所掌事務として、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを定めることとした。(第3条関係)

2 この条例は、平成28年11月30日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第46号

沖縄県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同

条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に氏名、離職時の職、再就職先の名称その他の人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、この条例の施行の日以後に離職した職員について適用する。

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第47号

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第48号

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,880人」を「2,964人」に、「8,347人」を「8,431人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第49号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 県民税

ア 個人の県民税 住所地及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地

イ 法人の県民税 県内の主たる事務所又は事業所の所在地及び寮等の所在地

(2) 事業税

ア 個人の事業税 事業を行う者の所得税の納税地（納税地が県外の場合は、当該事業を行う者が県内に有する主たる事務所又は事業所の所在地）

イ 法人の事業税 県内の主たる事務所又は事業所の所在地

(3) 地方消費税 個人にあつては住所地及び事務所又は事業所の所在地、法人にあつては県内の主たる事務所又は事業所の所在地

第9条第1項第5号を次のように改める。

(5) 県たばこ税

ア 申告納付に係るもの 法第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等の県内の事務所又は事業所の所在地（県内に事務所又は事業所を有しない卸売販売業者等にあつては、その所在地は、那覇市にあるものとみなす。）

イ 普通徴収に係るもの 個人にあつては所在地、法人にあつては事務所又は事業所の所在地（県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者にあつては、その住所又は所在地は、那覇市にあるものとみなす。）

第9条第1項第7号から第9号までを次のように改める。

(7) 自動車取得税 自動車に係る登録事務を所管する機関の所在地。ただし、普通徴収に係るもの（督促状を発した日から起算して10日を経過した日後に徴収する自動車取得税の徴収金に限る。）にあつては、自動車の取得をした者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には住所地又は事務所若しくは事業所の所在地、県外に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には取得時における自動車の主たる定置場の所在地

(8) 軽油引取税 事務所又は事業所の所在地（事務所又は事業所のない者にあつては、住所地）

(9) 自動車税

ア 普通徴収に係るもの 自動車の所有者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合は、住所地又は事務所若しくは事業所の所在地（自動車の所有者が県外に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合は、自動車の主たる定置場の所在地）

イ 証紙徴収に係るもの 自動車に係る登録事務を所管する機関の所在地

第9条第1項第12号中「登録を受ける地」を「登録事務を所管する機関の所在地」に改める。

第43条第1項ただし書中「第71条第1項」の次に「若しくは第144条の3第1項」を加え、同条第2項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改め、「場合には」の次に「、施行規則第3条の3の規定により」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により県民税を申告納付すべき法人のうち法第53条第4項に規定する法人で法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務があるものが、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があつた場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある同法第2条第12号の7に規定する連結子法人（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があつたものとみなされた法人を含む。）は、施行規則第3条の3の2の規定により、その旨を知事（県外に主たる事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事）に届け出なければならない。

第44条の2第1項ただし書中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1号」に改め、同条第2項中「で定めるところ」を「の規定」に改める。

第44条の3第1項ただし書中「第68条の88第18項第1号」を「第68条の88第22項第1

号」に改め、同条第2項中「で定めるところ」を「の規定」に改める。

第54条の3第1項中「で定めるところ」を「の規定」に改め、同項ただし書中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1号」に改め、同条第2項中「で定めるところ」を「の規定」に改める。

第54条の4第1項中「で定めるところ」を「の規定」に改め、同項ただし書中「第68条の88第18項第1号」を「第68条の88第22項第1号」に改め、同条第2項中「で定めるところ」を「の規定」に改める。

第63条第7項を次のように改める。

7 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第73条第1項第2号若しくは第7号に規定する者又は同法第118条の7第1項第2号（同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第73条第1項第3号若しくは第8号に規定する宅地、借地権若しくは建築物若しくは指定宅地若しくはその使用収益権又は同法第118条の7第1項第3号（同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する宅地、借地権若しくは建築物（第2号において「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から、当該不動産の価格に第1号に掲げる金額に対する第2号に掲げる金額の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(1) 次に掲げる価額（都市再開発法第103条第1項又は第118条の23第1項（同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。）の規定により確定した価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

ア 都市再開発法第73条第1項第4号に規定する施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額

イ 都市再開発法第73条第1項第9号に規定する個別利用区内の宅地又はその使用収益権の価額

ウ 都市再開発法第118条の7第1項第3号に規定する建築施設の部分の価額

エ 都市再開発法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される同法第118条の7第1項第3号に規定する施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額

(2) 従前の宅地等の価額（都市再開発法第72条の権利変換計画において定められ、又は同法第118条の23第1項の規定により確定した価額をいう。）の合計額

第63条第8項中「にあつては」を「には」に、「で定めるところ」を「の規定」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「で定める」を「に規定する」に、「第73条第1項第17号」を「第73条第1項第22号」に改め、同条第10項中「に掲げる」を「に規定する」に改める。

第100条第2項中「移転」を「休止」に改める。

第136条第1項中「で定める」を「第8条の28に規定する」に改める。

第137条第2項中「で定める」を「第8条の28に規定する」に改め、同条第4項中「で定めるところ」を「第8条の37の規定」に改める。

第137条の2第1項中「で定めるところ」を「第8条の53の規定」に改める。

第202条第2項第1号中「平成14年法律第88号」の次に「。以下「鳥獣保護管理法」という。」を加える。

第204条の次に次の1条を加える。

(狩猟税の賦課徴収に関する報告等の義務)

第204条の2 狩猟税の納税義務者は、鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する際に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 狩猟免許の種類
- (2) 狩猟をする場所
- (3) 住所、氏名及び生年月日
- (4) 狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日

2 前項の規定により報告をする納税義務者が、第202条第1項第2号又は第4号に掲げる者であるときは、その旨を証する書類を知事に提出しなければならない。

第205条を次のように改める。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第205条 第204条第1項の規定による狩猟税の証紙徴収については、狩猟税の納税義務者が狩猟者の登録を受ける際提出する狩猟者登録の申請書に、狩猟税の額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより行うものとする。

附則第6条第2項中「を除く。）で」を「を除く。）又は第18条第6項において法人とみなされるものであつて」に改める。

附則第16条第1項第2号中「で定めるものを除く」を「に規定するものを除く」に、「施行令附則第10条の2の2第2項で定める」を「同条第2項に規定する」に改め、同項第3号中「第10条の2の2第2項に定める」を「第10条の2の2第3項に規定する」に、「施行令で定める」を「同条第4項に規定する」に、「施行令附則第10条の2の2第3項で定める」を「同項に規定する」に改め、同項第4号中「第10条の2の2第4項で定める」を「第10条の2の2第5項に規定する」に、「施行令附則第10条の2の2第5項」を「同条第6項」に改める。

附則第20条第1項中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）」を「鳥獣保護管理法」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定の適用を受けようとする者は、狩猟者登録の申請書を提出する際に、第1項又は前項の規定の適用があることを知事に報告しなければならない。

附則第20条の2第1項中「鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）」を「狩猟者登録の申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項（ただし書の規定を除く。以下この項において同じ。）又は前項の規定の適用を受けようとする者は、狩猟者登録の申請書を提出する際に、第1項又は前項の規定の適用があることを知事に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第202条第2項第1号の改正規定、第204条の次に1条を加える改正規定及び第205条の改正規定並びに附則第20条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、附則第20条の2第1項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定 平成29年3月1日

- (2) 第44条の2、第44条の3、第54条の3及び第54条の4の改正規定 平成29年4月1日

（不動産取得税に関する経過措置）

- 2 改正後の第63条第7項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得

税については、なお従前の例による。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第50号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第39条第1号中「厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第18条第1項に規定する地方厚生局長又は同法第19条第1項に規定する地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「知事」に改め、「養成施設」の次に「（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあっては、当該都道府県知事の指定するもの）」を加える。

第54条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、「養成施設」の次に「（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあっては、当該都道府県知事の指定するもの）」を加え、同項第5号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第60条第1号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、「養成施設」の次に「（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあっては、当該都道府県知事の指定するもの）」を加え、同条第9号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事が行う前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第102条第3号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、「養成施設」の次に「（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあっては、当該都道府県知事の指定するもの）」を加え、同条第8号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事が行う前項第3号の指定については、第60条第2項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第51号

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び5項を加える。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の第1の1本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同表の第2の1、2及び4の規定にかかわらず、同表の第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。
- 3 別表の第2の2の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教

育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 4 別表の第2の4（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は保育士の資格を有する者とともに教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する場合（小学校教諭の普通免許状を有する者が満5歳以上の子どもに係る当該保育に従事する場合を除く。）を除き、保育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表の第2の1、2及び4の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、また、当該者は保育士の資格を有する者とともに保育に従事する場合を除き、保育に従事してはならない。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	別表の第2の2の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	別表の第2の4（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

附則第5項	別表の第2の1、2及び4の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
-------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第52号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第53号

沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良区の設立認可の異議の申出（次条において「土地改良法による異議の申出」という。）等に係る書面又は書類（以下「書面等」という。）の写し及び電磁的記録に記録された事項を記載した書面（以下「電磁的記録記載書面」という。）の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 土地改良法による異議の申出等に係る書面等の写し及び電磁的記録記載書面の交付を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、書面等の写し又は電磁的記録記載書面の交付を受ける際に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 知事は、特別の理由があると認める者については、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第5条 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料の名称	手数料を納付すべき事務	手数料の額
--------	-------------	-------

<p>土地改良区の設立認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料</p>	<p>土地改良法第9条第3項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付</p>	<p>ア 日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写され、又は出力されたものの交付</p>
<p>土地改良区の設立認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p>	<p>土地改良法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付</p>	<p>以下の大きさの用紙に白黒で複写され、又は出力されたものの交付</p>
<p>土地改良区の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料</p>	<p>土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付</p>	<p>交付する用紙1枚につき10円</p>
<p>土地改良区の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p>	<p>土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付</p>	<p>イ A3の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付</p>
<p>土地改良区の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料</p>	<p>土地改良法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付</p>	<p>交付する用紙1枚につき80円</p>
<p>土地改良区の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p>	<p>土地改良法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付</p>	<p>ウ 日本工業規格A列4番以下の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付</p>
<p>土地改良区の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料</p>	<p>土地改良法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付</p>	<p>交付する用紙1枚につき50円</p>
<p>土地改良区の換地計画の変更認可の異議の申出に係る</p>	<p>土地改良法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2</p>	

電磁的記録記載書面の交付手数料	項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
土地改良区の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
土地改良区の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
土地改良区の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
土地改良区の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
土地改良区連合の設立認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
土地改良区連合の設立認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
土地改良区連合の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付

土地改良区連合の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
土地改良区連合の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
土地改良区連合の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
土地改良区連合の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
土地改良区連合の換地計画の変更認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の土地改良事業の開始の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第95条第3項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業協同組合等の土地改良事業の開始の認可の異議の	土地改良法第95条第3項において準用する同法第9条第3項において準用する

申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の土地改良事業計画の変更又は事業の廃止の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第95条の2第3項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業協同組合等の土地改良事業計画の変更又は事業の廃止の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第95条の2第3項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第96条において準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業協同組合等の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第96条において準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第96条において読み替えて準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業協同組合等の換地計画の変更認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第96条において読み替えて準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付

農業協同組合等の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第100条第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業協同組合等の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第100条第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第100条第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業協同組合等の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第100条第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
市町村の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
市町村の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
市町村の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条

	第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
市町村の換地計画の変更認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第100条の2第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第100条の2第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
市町村の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第100条の2第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
市町村の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第100条の2第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業委員会の交換分合計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第98条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業委員会の交換分合計画の異議申出に対する決定に	土地改良法第98条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく

<p>対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p>	<p>電磁的記録記載書面の交付</p>
<p>農業委員会の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料</p>	<p>土地改良法第111条において準用する同法第98条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付</p>
<p>農業委員会の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p>	<p>土地改良法第111条において準用する同法第98条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付</p>
<p>農用地利用計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付</p>
<p>農用地利用計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p>	<p>農振法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付</p>
<p>農用地利用計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料</p>	<p>農振法第13条第4項において準用する同法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付</p>
<p>農用地利用計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p>	<p>農振法第13条第4項において準用する同法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付</p>

農振法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	農振法第13条の5において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農振法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	農振法第13条の5において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
集落地域整備法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第12条において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
集落地域整備法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	集落地域整備法第12条において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
市民農園整備促進法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第6条において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
市民農園整備促進法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	市民農園整備促進法第6条において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
景観農業振興地域整備計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料	景観法（平成16年法律第110号）第55条第4項において準用する農振法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
景観農業振興地域整備計画の異議申出に対する決定に	景観法第55条第4項において準用する農振法第11条第7項において準用する行

対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料	審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付	
景観農業振興地域整備計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料	景観法第55条第4項において読み替えて準用する農振法第13条第4項において準用する同法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付	
景観農業振興地域整備計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料	景観法第55条第4項において読み替えて準用する農振法第13条第4項において準用する同法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付	

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙にあっては、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 複写機による複写、又は出力する用紙については、原則として、A3以下の大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合には、A3の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第54号

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察の組織に関する条例（昭和47年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第23号を第24号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

規 則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第71号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

<p>38 沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例（平成28年沖縄県条例第53号）に基づく手数料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良区の設立認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料 2 土地改良区の設立認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料 3 土地改良区の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料 4 土地改良区の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料 5 土地改良区の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料 6 土地改良区の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料 7 土地改良区の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料 8 土地改良区の換地計画の変更認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料 9 土地改良区の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料 10 土地改良区の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料 11 土地改良区の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料 12 土地改良区の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料 13 土地改良区連合の設立認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料 14 土地改良区連合の設立認可の異議の申出に係る電
--	--

	磁的記録記載書面の交付手数料	
15	土地改良区連合の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
16	土地改良区連合の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	
17	土地改良区連合の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
18	土地改良区連合の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	
19	土地改良区連合の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
20	土地改良区連合の換地計画の変更認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	
21	農業協同組合等の土地改良事業の開始の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
22	農業協同組合等の土地改良事業の開始の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	
23	農業協同組合等の土地改良事業計画の変更又は事業の廃止の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
24	農業協同組合等の土地改良事業計画の変更又は事業の廃止の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	
25	農業協同組合等の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
26	農業協同組合等の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	
27	農業協同組合等の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
28	農業協同組合等の換地計画の変更認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	
29	農業協同組合等の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
30	農業協同組合等の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	
31	農業協同組合等の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
32	農業協同組合等の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	
33	市町村の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
34	市町村の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	
35	市町村の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	
36	市町村の換地計画の変更認可の異議の申出に係る	

	<p>電磁的記録記載書面の交付手数料</p> <p>37 市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料</p> <p>38 市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p> <p>39 市町村の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料</p> <p>40 市町村の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p> <p>41 農業委員会の交換分合計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料</p> <p>42 農業委員会の交換分合計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p> <p>43 農業委員会の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料</p> <p>44 農業委員会の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p> <p>45 農用地利用計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料</p> <p>46 農用地利用計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p> <p>47 農用地利用計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料</p> <p>48 農用地利用計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p> <p>49 農振法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料</p> <p>50 農振法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p> <p>51 集落地域整備法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料</p> <p>52 集落地域整備法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p> <p>53 市民農園整備促進法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料</p> <p>54 市民農園整備促進法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料</p> <p>55 景観農業振興地域整備計画の異議申出に対する決</p>	
--	--	--

	定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料
56	景観農業振興地域整備計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料
57	景観農業振興地域整備計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料
58	景観農業振興地域整備計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第72号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「第43条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2項中「第43条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第53条第47項」を「第53条第40項」に改める。

別表中19の項の次に次のように加える。

19の2 条例第10条の3第6項の規定による通知	徴収猶予申請書又は添付書類に関する補正通知書	第34号様式の2
--------------------------	------------------------	----------

別表中23の5の項の次に次のように加える。

23の5の2 条例第10条の9第3項において準用する条例第10条の3第6項の規定による通知	換価の猶予申請書又は添付書類に関する補正通知書	第39号様式の5の2
---	-------------------------	------------

別表65の項中「申請書」を「申告書」に改め、同表72の項中「第79条の2」を「第79条」に改め、同表92の項中「及び第105条第2項」を削り、

「ゴルフ場利用税^{経営}廃止届^{廃止}を「ゴルフ場利用税^{経営}廃止届^{廃止}出書」に改め、同表中
出書

177 条例第205条第1項の証紙	狩猟税証紙	第214号様式
178 条例第205条第1項の申告書	狩猟税申告書	第215号様式
179 条例第205条第2項の納税済証印	納税済証印（狩猟税）	第216号様式

を

「177 条例第205条第1項の納税済印 納税済印 第214号様式」に改める。

第34号様式の次に次の1様式を加える。

第34号様式の2 (用紙 日本工業規格A縦長型)

徴 収 猶 予 徴収猶予期間延長		申請書又は添付書類に関する補正通知書	
殿		第 年 月 日	
		沖縄県	事務所長
年 月 日付けであなた（貴社）が提出した徴収猶予（徴収猶予期間延長）申請書若しくはその添付書類について、記載に不備がある、又は提出されていない書類がありますので、沖縄県税条例第10条の3第7項の規定に基づき、この通知書を受け取った日から20日以内に、補正内容欄のとおり、補正を行ってください。			
この通知書を受け取った日から20日以内に、補正が行われない場合には、当該期間を経過した日において徴収猶予（徴収猶予期間延長）申請は取り下げられたものとみなされますので、ご注意ください。			
補正を求める書類	補 正 内 容		

第39号様式の5の次に次の1様式を加える。

第39号様式の5の2 (用紙 日本工業規格A縦長型)

換 価 の 猶 予 換価の猶予期間延長		申請書又は添付書類に関する補正通知書	
殿		第 年 月 日	
		沖縄県	事務所長
年 月 日付けであなた（貴社）が提出した換価の猶予（換価の猶予期間延長）申請書若しくはその添付書類について、記載に不備がある、又は提出されていない書類がありますので、沖縄県税条例第10条の9第3項（同条例第10条の3第7項準用）の規定に基づき、この通知書を受け取った日から20日以内に、補正内容欄のとおり、補正を行ってください。			

この通知書を受け取つた日から20日以内に、補正が行われない場合には、当該期間を経過した日において換価の猶予（換価の猶予期間延長）申請は取り下げられたものとみなされますので、ご注意ください。

補正を求める書類	補 正 内 容

第71号様式の2中「第47項」を「第40項」に改める。
 「第48項」を「第41項」

第77号様式中「通り」を「とおりに」、
 「第3種事業のうち助産婦業等の所得」を「第3種事業のうち医業に類する事業」に、

「第3種事業のうち助産婦業等の所得」を「第3種事業のうち医業に類する事業等の所得」に改める。

第81号様式の10中「氏名」を「氏名（名称）」に改める。
 「電話」

第85号様式及び第85号様式の3中「氏名（名称）」を「氏名（名称）」に改める。
 「電話」

第87号様式中「売地」を「売買」に改める。

第90号様式中「氏名（名称）」を「氏名（名称）」に改める。
 「電話」

第92号様式中「氏名（名称）」を「氏名（名称）」に改める。
 「電話」

第93号様式中「氏名」を「氏名（名称）」に改める。
 「電話」

第94号様式及び第95号様式中「氏名（名称）」を「氏名（名称）」に改める。
 「電話」

第95号様式の2中「氏名（名称）」を「氏名（名称）」に、「納税通知書番号」を

「課税番号」に改める。

第95号様式の3及び第95号様式の4中「氏名（名称）」を「氏名（名称）」に改める。
 「電話」

第101号の2様式中「第101号の2様式」を「第101号様式の2」に改め、同様式備考1中「平日」を「ゴルフ場」に、「すべて」を「全て」に改める。

第106号様式注2中「通常の利用料金」の次に「（非会員がゴルフ場の利用について支払うべきゴルフコースの使用料及びゴルフコースの使用料以外の料金であつて、名義のいかんを問わずゴルフ場の利用の対価又は負担として徴収される全てのもの（選択的利用の対価又は負担として支払う料金を除く。）の合計額をいう。）」を、「当該競技会における利用料金」の次に「（競技会に参加する者が競技会が開催されるゴルフ場の利用について支払うべきゴルフコースの使用料及びゴルフコースの使用料以外の料金であつて、名義のいかんを問わずゴルフ場の利用の対価又は負担として徴収される全てのもの（選択的利用の対価又は負担として支払う料金を除く。）の合計額をいう。）」を加え、同様式注3を次のように改める。

3 前年度の大会実績（ゴルフ場ごとの参加人数が確認できるものに限る。）

「 休止

第114号様式中 ゴルフ場利用税^{経営}廃止届出書 を「ゴルフ場利用税^{経営}廃止^{経営場所}届出書」に、「休^{経営場所}移転」

止・廃止・移転」を「経営を休止・廃止」に、「お届けします」を「届け出ます」に、

休止 廃止 移転	の理由									
移 転 先										
休止期間又は移転 廃止年月日	休止 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日から</td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日まで</td></tr> <tr><td>移 転・廃 止</td><td>年</td><td>月 日</td></tr> </table>	年	月	日から	年	月	日まで	移 転・廃 止	年	月 日
年	月	日から								
年	月	日まで								
移 転・廃 止	年	月 日								

を

休止 廃止	の理由									
休止期間又は廃止 年 月 日	休止 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日から</td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日まで</td></tr> <tr><td>廃 止</td><td>年</td><td>月 日</td></tr> </table>	年	月	日から	年	月	日まで	廃 止	年	月 日
年	月	日から								
年	月	日まで								
廃 止	年	月 日								

に改める。

第214号様式及び第215号様式を削り、第216号様式を第214号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（別表に19の2の項を加える改正規定、別表に23の5の2の項を加える改正規定及び別表92の項の改正規定を除く。）及び第214号様式及び第215号様式を削り、第216号様式を第214号様式とする改正規定は、平成29年3月1日から施行する。

沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例施行規則をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第73号

沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例施行規則（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例（平成28年沖縄県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付方法)

第2条 条例第2条の規定により納付しなければならない手数料は、写し又は書面の交付手数料納付書（第1号様式）に沖縄県証紙を貼って納付しなければならない。

(手数料の減免)

第3条 条例第4条の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、写し又は書面の交付を求めるときに、併せて、写し又は書面の交付手数料減免申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第4条 条例第2条の規定により写し又は書面の交付を受ける者は、同条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、写し又は書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手により納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

写し又は書面の交付手数料納付書

年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

異議申出人又は審査申立人（参加人）氏名 印

年 月 日付け文書で写し又は書面を交付する旨通知のあった、下記の写し又は書面の交付に係る手数料を沖縄県証紙により納付します。

記

1	納付金額	円
2	交付対象書面等及び枚数	
(1)		枚
(2)		枚

沖縄県証紙貼付欄

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

第2号様式（第3条関係）

写し又は書面の交付手数料減免申請書

年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

異議申出人又は審査申立人（参加人）氏名 印

年 月 日付け文書で請求した写し又は書面の交付に関し、写し又は書面の交付手数料について、沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例第4条の規定による手数料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

手数料の減免の申請に係る交付対象書面等及び枚数	(1)	枚
	(2)	枚

手数料の減免を受け ようとする理由

- 注1 条例施行規則第3条第2項に規定する書面の写しを添付してください。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第10号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月25日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項に次の1号を加える。

- (4) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

人事委員会事項

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第31号

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第32号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成27年沖縄県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第60条第4号から第6号まで」を「第60条第4号から第7号まで並びに沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号。以下「条例」という。）第3条」に改める。

第14条中「第6条」を「第8条」に改め、同条を第19条とする。

第13条中「法60条第5号」を「法第60条第5号」に、「第5条」を「第7条」に改め、同条を第18条とす

る。

第12条の見出し中「内部組織」を「法第60条第5号の内部組織」に改め、同条中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第17条とする。

第11条を第16条とする。

第10条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

(法第38条の2第8項の部長又は課長に相当する職)

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 管理職手当に関する規則(昭和47年沖縄県人委員会規則第11号)別表に掲げる区分が1種から4種までの職(内部組織の長等の職を除く。)
- (2) 沖縄県企業職員給与規程(昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号)別表第4に掲げる職
- (3) 沖縄県病院事業企業職員給与規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号)別表第12に掲げる職
- (4) 特定地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。)が就いている職(第6条第5号から第9号までに掲げる職を除く。)

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、第4条に規定する地方独立行政法人及び公庫等が行う業務とする。

第5条中「以下この条において」を「以下」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出し中「内部組織」を「法第38条の2第4項の内部組織」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の2条を加える。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)のほか、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下この条において同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

本則に次の5条を加える。

(法第60条第7号の部長又は課長に相当する職)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、内部組織

の長等の職（特定地方警務官が就いている職を除く。）及び第14条第1号から第3号までに掲げる職とする。

（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、1年間につき、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第1項に規定する額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合

（任命権者への再就職の届出）

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式により、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--